

# 宜野湾市救急ステーション制度 実施要綱

宜野湾市消防本部

宜野湾市救急ステーション制度実施要綱  
(パブリック・エイド・ステーション)

宜野湾市消防本部

(目的)

第1条 この要綱は、救命講習修了者常駐施設に対し認定制度を設け、県民や観光客が安心・安全に暮らせる環境を整備し、当該制度の認定を受けた事業所を活用した救護活動により、救命率向上につなげる体制を推進する事を目的とする。

(認定の対象)

第2条 救急ステーションは、不特定多数の者が出入りする事業所等を対象とする。ただし、原則として病院、診療所等の医療機関はその対象としない。

2 その他消防長が必要と認める場合においてはその対象とする。

(認定の基準)

第3条 救急ステーションの認定を受ける事業者等は、次に掲げる基準のすべてに適合することを要件とする。

- (1) 営業時間内において救命講習修了者(救命入門コースを含む。)が常時駐在していること。
- (2) 事業所内に AED が設置されていること。
- (3) 応急手当資機材を常備していること。
- (4) 前2号に掲げる機器等の保守及び管理が適切になされていること。
- (5) 年1回以上、第11条に規定する救命講習(救命入門コースを含む。)を実施又は受講していること。
- (6) 宜野湾市 AED マップに登録していること。

(申請方法)

第4条 救急ステーションの認定を受けようとする事業所の代表者は、宜野湾市救急ステーション認定申請書(様式第1号)をもって、消防長へ申請するものとする。

(認定の審査)

第5条 消防長は、救急ステーションの認定を希望する事業所等から申請を受けた場合、適否の審査後、適切と認められた事業所等を認定するものとする。

2 消防長は前項において、救急ステーションとして適切と認めた事業所等に対し、宜野湾市救急ステーション認定証(様式第2号。以下「認

定証」という。)及び宜野湾市救急ステーション表示マーク(様式第3号。以下「表示マーク」という。)を速やかに交付するものとする。

- 3 前項において、認定証及び表示マークの交付を受けた事業所等は、消防長に対し、宜野湾市救急ステーション認定証・表示マーク受領書(様式第4号)を速やかに提出するものとする。

(認定の期間)

第6条 認定事業所の認定期間は、認定証を交付した日から3年間とする。

(認定の更新)

第7条 認定の更新を希望する認定事業所は、認定期間満了日の1箇月前までに消防長に対し更新の申請を行うものとする。

- 2 認定の更新については、第3条から前条までの規定を準用する。

(認定の取消し)

第8条 消防長は、認定事業所が次の各号のいずれかに該当するときは、認定を取り消すものとする。

- (1) 第3条各号に掲げる認定基準に適合しなくなったとき。
- (2) その他消防長が不適と認めたとき。

(認定証及び表示マークの取扱)

第9条 認定証及び表示マークの交付を受けた認定事業所は、出入口等の公衆の目につきやすい場所に掲示するものとする。また、保守管理を含めた取り扱いについて、一切の責任を負うものとする。

- 2 認定事業所は、次に該当する場合、認定証及び表示マークを速やかに消防本部へ返還しなくてはならない。
  - (1) 認定証及び表示マークに汚損または破損が生じた場合
  - (2) 前条の規定による認定の取消しを受けたとき。

(認定台帳)

第10条 消防長は、認定事業所を認定したときは、宜野湾市救急ステーション認定台帳(様式第5号)に登録するものとする。

(救命講習)

第11条 認定事業所は、当該事業所等において年1回以上の救命講習(救命入門コースを含む。)を実施又は受講するものとする。

- 2 前項で掲げる救命講習を実施する際には、事前に救命講習申込書を消防長に対し提出するものとする。

(応急手当推進責任者の選任)

第 12 条 認定事業所は、当該事業所等の従業員の中から、応急手当推進責任者（以下「推進責任者」という。）を定めるものとする。また、推進責任者は救急ステーション認定申請書において、その氏名等の必要事項を明記するものとする。

2 推進責任者は、当該認定事業所の救命講習修了者に対し、定期的な再講習等を計画・実践し、当該認定事業所における応急救護体制の質の維持や技能の向上、機器等の保守点検の責務を負うものとする。

(その他)

第 13 条 その他の必要な事項については、消防長承認のもと、別に定めることができる。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。